

学校令直後の女子教育論について (4)

——「女学雑誌」について——

On the Theory of Women's Education
after the Gakkorei (4)

永 田 千 恵 子

- I. 「女学雑誌」と明治女学校
- II. 巖本善治の女子教育の内容

I 「女学雑誌」と明治女学校

「女学雑誌」は、明治18年7月に発刊されたものであるが、創刊当時に編集者であった近藤賢三の死去に伴い、巖本善治が明治19年5月から明治36年2月20日まで18年余り、編集者であったものである。この雑誌の終刊は明治37年2月である。

一方、明治女学校は「女学雑誌」創刊より2ヶ月遅れて開校され、初代校長が創設者の木村熊二である。木村校長は、明治19年8月に「女学雑誌」編集者巖本を教頭に迎えたあと、次第に明治女学校から離れて行き、明治27年以後に校長名儀を巖本に譲り、巖本が同37年4月、校長を辞すまでその職にあった。この状況は、巖本善治によって「女学雑誌」と明治女学校が、つながっていることを示している。それは「明治19年、24才の青年巖本善治は一方では『女学雑誌』に女学普及の筆陣を張り、他方明治女学校教頭として女子教育の陣頭に立った。(註1)」とされ、更に「明治女学校の教育経営当事者という巖本の立場から見ると、漸進的な一般女性層の要求は、『女学雑誌』にとって重要な比重をもっていた云々」(註2)とされている。このことは、巖本善治は教育理論を「女学雑誌」で発表し、教育実践を明治女学校で行なうことによって、明治の女子教育の向上に貢献したということが出来る。そして、また「女学雑誌」における女子教育論が、単なる啓蒙的理論ではなくて、当時の女子教育の現実状況をも反映させていたものとする事ができよう。更に、これは「女学雑誌」の見解を検討するためには、明治女学校の教育をも理解することが必要であることを示している。

明治女学校は、開校当時の木村構想による科目を「本校ハ女子ニ英語及ビ地理、歴史、生理、物理、化学、動物、植物、鉱物、数学、修身、漢文等ノ諸学科ヲ教授ス」とし、更に「英語を第一に置き、英語・数学・漢文が最重要教科として全授業時数の43パーセントを占め、その他には自然科学関係が多く、家政関係は皆無である。宗教教育については一切触れられてい

ない。列挙された教科書は、漢文を除いて他はすべて原書もしくは翻訳書である。^(注3)として教育内容が極めて欧米風の色彩の強いものであった。それは、外国文化による一般教養を中心とするもので、俗に云う「家庭婦人の教育」を中心としたものでないといえる。ところが明治女学校に就職した巖本は、この理念による教育を主張しなかった。彼は明治女学校について、明治23年(1890年)に「吾党の女子教育法は女子の天性に随はんとするにあり(1行略)故に男女同権論にも家政論にも何れにも賛成せず、恰かも中立するものなり(3行略)男女は必ず天職を異にし各自に相違したる責任あり(中略)故に余は女子を婚姻の為に教育せず然れども母妻たらしむることを以て其天性を開発すると思へり」^(注4)と主張している。これは、木村による明治女学校の従来の教育方針と異なることを示すものである。それは、人間としての一般教育や、男女同権に立つこともしないで、最初から男女の特性に分けて教育することを支持し、女子として特に母として妻としての教育を主張するものであり、家庭婦人の教育を主張するものであった。それは「今日確信する所ろは、女子は到底妻母となるべきものなり(中略)一家の妻たることをのみ目的とせしめず、寧ろ真の女、円満したる女性となることをのみ志願とせしむべし、然るときは一家の良妻賢母たる者も出来得べく、亦た万人億兆の為の良妻賢母たる者も出来得るなり。^(注5)」というものである。「女学雑誌」は、明治女学校を通して、女子教育によって真の女性を形成しようとしている。そして、その真の女性が一家の妻母となり、やがては一国の妻母となり、天下の妻母になるという。人間としての一般教育を主張せず、男女を別々に扱ひ、女性の完成を旨として教育するということは、まさに折衷主義の本領とするところであろう。巖本は、これを、この時代の教育観並びに教育実践の状況のなかで「中立」と称している。従って、彼の明治女学校における教育方針は、木村態二の方針を全面的に否定するものではなかったが、木村の西欧風と、西欧風でない保守的で日本的と考えられたものとの対立に対して「中立」というのである。それは、まさしく新しいものと古いものとの間にあって、折衷するというものであろう。

巖本構想による折衷的な教育内容は、具体的には「第一には英学の時間を一層少くし、国文の時間を一層多くすべし(2行略)而して本科に入りてより、別に家政科と専修科とを置き、日々二時間を加へ合して一日五時間とすべし。家政は裁縫料理其他一家の家政に関することを教ゆるものにて、卒業后直ちに家を理さむるに適せしむ。専修の科は一芸を教ゆるものにて、普通科卒業の後ち独立自活することを得しむ。而して其科内に英学、国文、音楽、画学、裁縫女礼、速記、師範の七科を置くべし。左れば予科二年を畢り、本科に入り三年修学の間だに家政を兼ね学ぶものは卒業后直ちに一家の良婦人たるべし、専修科を兼ね学ぶものは一芸の独立婦人たるべし」^(注6)というものであった。この学科課程は、女子教育を家庭婦人向きと、社会で一芸をもって活動する婦人向きとに分離して、それぞれに教育をするというものであった。従って、彼の女子教育論が、折衷的、中立的とされるのは、家庭婦人となるものと、社会で自立する婦人の両方を混合、或いは統合するものではなくて、両方をそれぞれにコースを別にし

て併存するものであった。明治女学校が、両方併存という特異な形態をとったが、その両方に共通するものとして徳育を挙げている。

その徳育は、明治女学校の共通基礎理念であって、この徳育で教育理念の統合をはかっている。徳育は、徳の涵養を明治女学校の精神なりとして重視し「諸子は必らず清くあれ、必らず正しくあれ、必らず善くあれ、而して亦た他を愛し犠牲献身的の精神に充滿せよ、明治女学校ハ人世の基礎は道德にありと確信し、亦た人間の義務は他を愛することにありと確信す云々」(註7)であって、これに不同意の者は退校の外なし、とする。これは、両方の課程が併存され、その共通の基礎としての道德を重視したためか、女性には道德が必要だとしながらも、特に家庭婦人としての道德を強調したのではなく、人間一般の道德が強調され、そのうえで女性一般の道德が強調されている。その人間一般としての道德は「清く、正しく、善くあれ」というものであり、女性一般の道德としては「優美、其行儀は淑雅」としたものである。

なお、注目すべきは体育である。これも、折衷的に東西の体育を課し「今日にては洋風の体操を用ひ居ることなれども、今後は薙刀の一科を加へ(1行略)運動の為にも、気節の為にも、亦た女子の風采の為にも其効能莫大ならんと信じ居ること(中略)薙刀に達すれば其身態は矢張り女礼に適ふものとなるべし(1行略)故に女礼を学ぶことと、遊ぶことと、薙刀及び体操を為すことと決して矛盾せず云々」(註8)とするものである。このことは、女子教育の内容を、人間として女性としての教育と、家庭婦人の教育を折衷するとともに、教育方法の様式においても、西洋的なものと日本的なものとを折衷しようとしたことがわかる。従って、明治女学校は、教育の中心に徳育を置き、体育に和・洋を取り入れてこれを奨励し「智力才能を自由銘々に発達」(註9)として、知・徳・体を兼備させるとともに、その内容も折衷しているといえる。

II 巖本善治の女子教育の内容

明治女学校が西欧風の女子教育から日本風を加味して折衷的になったのは、前出の如く巖本の方針によるものと考えられる。それは、明治18年7月20日発刊の「女学雑誌」第1号に「婦女改良の事に勉め希ふ所は欧米の女権と吾国従来の女徳とを合せて完全の模範を作り為さんとす」(註10)によって、既に「女学雑誌」の和洋折衷の主旨を知ることができる。そして、更に折衷の方針は、具体的に同誌第5号において「夫は外を理むべし妻ハ内を守るべし夫妻ハ天権を均ふして而も世に在りてハ妻たるもの夫の保護を受けて之に副ふべし是れ適當の事ならむと(中略)妄りに貞温優和の女徳を軽ろんじ其の実に進むまじき地位にまで暴進して反て世を害し家を破るの愚を為し玉ふ可らず凡そ物事の弊ハ一方より他方へ偏走するに在れば云々」(註11)としている。これは、明治3年の宣教師などによる男女同権論の西欧風の女子教育を批判して、日本的な女子教育の必要性を主張したものである。従って、巖本のいう「中立」的折衷主

義の女子教育は、保守的な女子教育論と方法を採用入れることによって、西洋風を全面否定するのではないが、保守的なものの要素を尊重するものであったといえる。そして、この「女学雑誌」の折衷的見解が厳本によって、明治女学校において、具体的に展開されたとみることができる。

さきの明治23年の厳本構想は、明治女学校の生徒に対して述べたものであった。それとは別に、厳本は「女学雑誌」に、女子教育についての一般的問題として、女学校の選び方や、その役割りの弁別などについて、明治20年の社説で次のように述べている。「世に謂ふ所の完全の智育なるものを施すの学校なりとも其の校生徒の行儀品格下婢下女の如くならば之は吾党の見て宜しきを得たる女学校とは申すまじく又よし智育徳育兩つなから其法を得たるものと雖ども体育の一辺甚だ欠けて生徒の身体追々に衰弱する如き場所は世の父兄が安んじて其愛嬢を托すべき学校にはあらざるべし」。^(註12)これは、女学校には知・徳・体の兼備が必須要件であるとするものである。しかし、徳育・知育・体育は、キリスト教主義者達が、女子の三育として重視しているものであって、格別に新しいものではない。そこで厳本は、この三育を支柱として、当時の女学校を、普通教育の女学校、高等教育の女学校、専門教育の女学校の三種に分けて、それぞれの目的と役割りを考えている。

まず、普通教育の女学校とは「一般の女子に有触れたる教育を施し別段差したる専門の芸術を教へず亦た是と云ふ程の高尚なる学文を授けざるものと雖ども凡そ女子一生に必要な総ての学芸は悉く其大体を教授し其何如なるものに就ても多少は必らず其心得なきことあらざらしむるものなり」^(註13)としている。ありふれた教育とは、女子の一般的教養を意味するものであると受け取ることができるが、それに対して、女子の一生に必要な学芸とは、女子のみに課せられる学芸ということの意味している。その女子一生に必要な教育は「女子一身の性情を悉く発育し兼ねて今後当にその発達すべき方向を定め以て其一生の進路を誤まらしめざることを主旨」^(註14)とするものであって、あくまでも男女に同じ教育ができなくて、女子のみの性情の開発を目的としたものである。これは、男女同権を認めず、男子とは異なる女子のみに特有のものを発達させようとしたもので、厳本の折衷的見解によるものと考えることができる。なお、続いて「年限大抵五年以上七八年なるべく其教ゆる所の科目には和漢数学を初めとして文学理学の総体を残さず(1行略)尚ほ音楽画学女礼の如く凡そ美術の志想を発育するもの及び裁縫編物の如く一は女工となり一は女徳を養ふの方便となるもの並びに家政家内衛生及び育児看病の如く凡そ妻母の必らず承知すべき事柄を備へざるべからず」^(註15)としている。これは、女子一身の性情を発達させるためには、一般的基礎的学科を学ばせ、徳育を養いながら妻母教育に励ませるといふ、幅広い教育をめざしたものである。普通教育の修業年限が5年以上とされているが、これは明治24年以後には3年になるもので、後述するが注目すべき事柄である。同誌はまた「人の智力徳性を発育するに尤も助けあるものは即ち欧米西国の文書言語なるべきが故に英佛もしくは独逸語等の国語を一通り談話もし又た其国文を大抵読み得もすべき程の学力

を有つこと緊要なるべし云々」^(注16)としている。一般教養科目、徳育、妻母の教科の他に、外国語が知育・徳育の発達には有効であると述べ、女子教育に外国語を取り入れて、女子の全面発達を期待したものと云うことができる。要するに、この明治20年頃までの「女学雑誌」は、普通教育の女学校は、知育・徳育を備えた、外国語が一通り話せる程度の妻母教育をするのが善い女学校であるとしているのである。従って、この普通教育の段階での女子教育は、妻母という家庭婦人の教育を主張しながらも、外国文化など取り入れる教育も含めて、広い領域の教育を認めたものといえることができる。それは家庭婦人の教育といっても、まだ西欧風の影響の強い新しい面も取り入れたものであると考えられる。

これが明治24年頃になると、上記の良妻賢母は、狭い領域に限定されてくるようになる。それは「今の良妻賢母たらんとするものは、必らずや、教育学、心理学、倫理学、経済学、社会学、政治学、などの一汎を知ることを要す。其他、裁縫、家政、読書、算盤、画、地理、歴史、並びに諸々の理学を知ることを要するは云ふ迄もなし」^(注17)という。この頃は、保守的傾向が強くなり、日本の古風が一般にも喜ばれたこともあって、小学校卒業後3年で終る女子の普通学においては、「一切教科書を日本文にせでは適ふ可らず（中略）普通学校に於ては殆んど全く英学を廃することを可とす（中略）英学は、普通女学畢りたる人、若くは元来普通女学以上を学ばんとする人のみの学ぶべき者也」^(注18)とする。明治20年頃の「女学雑誌」は、普通学科に英語を含めて幅広い女子教育をめざしたが、同24年には、普通学科では英学を不要とする、というような西欧風の影響の排除といえるものがみえてくる。ここに至って、もはや「中立」というよりは、育児、家事、裁縫を取り入れた明らかに復古的な日本の女子教育の色彩が強くみられる。

普通学科の修業年限は、さきに述べたところであるが、5年が望ましいと考えられていたのは明治20年^(注19)から同23年^(注20)頃までである。明治24年^(注21)以降、25年^(注22)、27年^(注23)の「女学雑誌」には、普通教育の年限が3年になっている。この年限に関しては「ただ理論上、年限を多くすると、普通の女生其終り迄で在学せず、実際早く退校して半途に人に嫁するに至らば（1行略）故に、今の女子普通教育は、小学卒業後三年とするを好程度となす」^(注24)とされている。明治30年頃迄は、女子教育に対する社会一般の関心が低く、中等教育を受ける女子は限られた階層の子弟であり、それでもその教育の必要性に関する意識が高いとはいえなかった。生徒は就学中であっても、よき配偶者が得られれば婚姻を急ぐため、早婚による中途退学者が多かった。このように、早婚のために学半ばで退学するという事は、一定の学業を終えて卒業する生徒が減少するという事である。従って、女子教育によって婦人の地位向上、女権の拡張を旨とする「女学雑誌」にとっては、大きなマイナスになったことであろう。普通教育の修業年限を、5年では長すぎるとして3年にしたのは、このような事情を含んでいるものと考えられる。

「女学雑誌」は、発刊当初から中立的立場をとってきた。しかし、普通学科において、外国

語は知力徳性を増すものとして必要であるとしていたが、その後には、英語は高等教育段階では必要であるが、普通教育ではこれを廃すべし、としたりして一貫性がなく流動的である。「女学雑誌」は、時勢に流されず折衷的態度を堅持しているとはいうものの内容の面では幾分の変化がみられ、時代の風潮に押されて、徐々に折衷的立場を放棄しているように感じられる。

普通教育における裁縫科は、妻母教育をする上で主要な学科とされていた。裁縫科について「普通教育を主義とする総ての女学校に於ては是非とも此一科を備へ置かずば相成らず（中略）女生徒に其必要なる一芸を習ひ得しむるが上に彼の物事に綿密にして万事に忍耐づき女徳最要の美質を發達せしむるの利益あるべきもの也。^(注25)」として徳育の面からも重視している。しかし、この頃は、洋学の勢力が盛んで英語熱に浮かされ、女子教育に必要な和漢学さえも疎かにされた、としている。そのために裁縫科が「之を軽んずるの女生徒は彌よ以て之を蔑視し（1行略）成るべく此教師に遠ざかりて右の時間に欠席云々」^(注26)のようなものであった。従って、女子の就学率は伸びず女子教育は極めて不振であった。明治23年夏以後は、教育全般に伝統的なものへの回帰が主張され、それまでの英語熱は醒めて、女学生達も「針箱茶室などの内に立籠もるの体たらく云々」^(注27)といわれるように日本の古風が好まれるようになる。このような傾向に対応して「女学雑誌」は裁縫について「裁縫の学科が女徳の鍛錬に関係切なるの由縁（中略）女学校の裁縫教師は、寧ろ人物沈着温厚にして周密忍耐の徳に長じ、其の裁衣、運針の方を教ゆる時、此の芸に包んで肝腎の心得を女生に吹込むの覚悟なかる可らず。（中略）専ら徳性涵養の工夫に力を尽さば、其の談話は、牧師が説教よりも効あるべし。^(注28)」としている。そして裁縫教師が生徒にゆるやかに、また生徒に近く接し、長時間にわたって直接感化を及ぼす力の大きなることを述べる。これはまた、和裁の技術の習得とともに、それを通じての徳育の養成を主張したものであった。ここにも日本的な女子教育観がみられ、折衷的立場が薄れてくる。

高等教育の女学校については「普通教育を卒りたるものに更に高等の学芸を授け其の子弟をして常に一身を研かしむるのみならず其上一層の芸能を得て之を人に施さしむるものなり此類は今ま現に我国に存すること甚だ少し云々」^(注29)とされている。これによれば、高等教育の女学校は修学三年の普通教育の女学校を卒業したものが修学する学校である。この高等教育は、女子の一般教養の向上を目ざしたものというよりも、専門的な芸能を修め職業にも就き得るといふ意味の高等教育であると考えることができる。つまり「東京に一つの高等女学校を置き、普通女学校卒業後更に三年一層高等の学を修むることを得るの途を備ふべし（中略）高等女学校卒業生は、出でて普通女学校に教師たるの縁みを結び置くべし。^(注30)」として高等教育機関で教員養成を考慮している。女子を教育するには、まず教員が必要であり、教員養成は当時の急務であったであろう。それとともに、女子の高等教育によって、女学の伸張をはかろうとするものである。

しかし、厳本は女子の高等教育は円滑に進まなかったとしている。それは、まず明治19年に

「女子高等教育の害なる者は其教育法未だ其道を得ざるに由るなり。(注31)」としている。これは、女子の高等教育の制度的な整備がなされなかったので進展しないとするものである。それにも拘らず彼は、女子が高等教育を受けることを「妻となり母となるも尚ほ高等の教育を受けるを良とす」(注32)として、その必要を強調している。しかし「女流の進化は男子の進化と遙に其道を別にしたるを以て其性質も亦必ず違ふ所なくんばあらず故に吾人は男女の同様ならんことを不可とすにあらずして其実に同様となり得ざることを信ずるもの也(1行略) 其同様の事を執るに於て損多かるべきことを信ずるもの也云々」(注33)とする。それは、男女同等の高等教育を主張するのではなく、男子と女子とは性質が違うので、同じ内容の高等教育を受けると損が多いから、女子は女子特有の教育を受けべきだとするものである。男女の性質の相違をもって、同じ教育を受けられぬとしたことは、まだ日本古来の儒教的な女性観から脱することができず、とは云うものの男女を同権にすることもできぬという限界を感じさせられる。

明治21年になっても、女子の高等教育に対する理解度は相変わらず低かった。「男子の智に標準して、以て此の標準に達せしむるを称して女子の高等智育と為すに至っては、吾人明らかに之れを不可とす(中略) 女権の伸張は女界に変性男子を製造するにあらずして寧ろ尤も正当に發達せる真美人をして出現せしむるにある也」(注34)というものである。これは男子の高等な知育は、女子の高等な知育とは異なるものであるという考えである。更に翌22年には「権利名誉も亦た同一にあらず。(中略) 政治上社会上に於て男女を同権なりとするは現世の許す所ろにあらず。(1行略) 其教育も亦た成べき限りに高等ならざる可らず。(注35)」としている。さらに、男女の進化の相違が性質を相違させるとしていたが、ここにおいても獲得的な権利、名誉というようなものを持ち出して、男子とは格差をつけて女子を軽視している。西洋主義の男女同権には程遠く、「男尊女卑」思想の復活さえ思わせるものがある。これもまた「女学雑誌」が折衷主義を建て前としているために、一方に偏することができずに、限界点に立たされて、いろいろと理由を挙げて中立を維持しようとしたものと思われる。ところが「女学雑誌」は同誌の中立的立場を次のように述べている。即ち「例証を欧米に於ける先進の女流に取り、本義を女性元来の天稟天権に定め、密かに他の総ての文明開進に参考しつつ遙に前進を望めば、日本女流将来の進歩は明らかに其の方向を示すなり。(注36)」とする。男女を同等に扱うことができぬという「女学雑誌」の考え方は、文明開化に向って進歩していると云い得るであろうか、とても、そのように考えることはできない。このような考え方は、同27年になっても変わっていない。それは「方今普通の女学校を卒業したる女生にして、一層高等の修学を為さんとすものに取ては、方法現在具備せず、途絶えて進路のたよりなきやに感覺せられるべし云々」(注37)として、女子の高等教育には相変わらず理解が示されず、進展しないものと受取ることができる。

高等教育の科目は「政治法律理化動植の高等学の如きは、矢張り是れ女性が就て研窮すべきの学問なるべし」(注38)として、女性に限られた学問を研究させようとするものである。

「女学雑誌」は折衷的教育論を唱えていたために、高等教育の段階においては、女子は男子と同じ内容の教育を受けることはできない、とした。それに対して、専門教育については、やはり折衷の立場から、女性らしく優美を増す職業とか、内助のための職業とかを考えてはいるが、明治女学校においても専修科を置いて独立婦人を養成するなど女子の職業には理解を示している。

一般的に専門教育の女学校は、どのような教育を実施していたであろうか。「女学雑誌」の、女学校の役割を弁別したものをみると専門教育は「普通高等の両教育を半々宛含み居るが如きものにして子弟に預かじめと云ふ目的を定めしめ之に依じて専門の教育を施すもの也師範学校を初めとして職業女学校裁縫女学校の類即ハち之れなるべく且何事か特別の目的を以て教育する所の女学校は均しく此類に入らざるべからず」^(註39)というものである。いいかえれば、この学校は極めて広範囲なものを含め、内容についても職種その他から、高いものから低いものまでであると考えられる。

当時、女子を必要とした職業の一つは小学校の教員であったと思われる。しかし、その女教員は極めて少数で、明治18年12月の「女学雑誌」^(註40)では男教師100人に対して3人程度となっている。明治20年の社説によると、女教員を養成する学校の生徒は「優れるは更に自ら修業し劣れるは最早婚期近づきたりと断念せらるゝ人々のみにて自ら教育の任に当り女権拡張の遠計に対して多少の義務を負はんなど覚悟さるゝは甚だ多からざることと承知せり」^(註41)とされている。これは、普通女学校の年限が長かった時と同じように、生徒が婚姻を急いで退学したりして職業に対する自覚が低く、女教員の養成が順調に進まなかったことを示すものと思われる。それで「文部省に於て高等師範校卒業生は五年間教員の職に従事すべしと云へる制限を設けられたるによりても此一事は明に推知さるゝもの」^(註42)として、卒業生には教職に就く年限が課せられたとしている。「女学雑誌」は、女教師養成によって、女権拡張することを考えていたようである。それは「女権拡張の遠計は全国各小学校の教授を全く女教員の一手に委託し心未だ定らざる幼弱子弟の脳裡に一種の任侠心を養成して云々」^(註43) また「女流の手には一箇の職業も多く入かすと祈念せざるはなし(中略)女子の職業として現今尤も高尚有徳なるは女教員なり女権拡張の方に対して尤も有功なるも亦女教員なり」^(註44)によって明らかである。つまり、女教員は幼児に対して徳を広めるという女子に最適の職業であって、この女教員養成によって女権拡張をしようとしたものである。このように、女教員が高尚優雅な職業であるとした厳本は、明治23年頃になると、女子の職業は夫に内助の働きのできる自立自治の志として要求し、一家を治める能力とともに、ときには良妻賢母にも必要であるとした。戸外で働く女子の職業は教師の外にもあったが、簿記学は男子と戸外で競うためでなく、家庭にあって内助のために必要で、それが同時に女権拡張になるとするものであった。従って、この当時の女子の職業は、家の中で働く仕事であっても戸外で働く職業であっても、男子と同等に働くという意味ではなく、女子の性質に適したものという一定の限界があったということができる。

「女学雑誌」は、上述のように小学校女教員の志願を勧めた。それは女教員によって徳の感化を幼児に及ぼそうとしたのであって、同誌及び明治女学校も教育の基礎を徳育に置いていたからと考えられる。そして「女学雑誌」は官立女学校を全廃すべし、とする。それは「高等師範学校女子部、音楽学校、高等女学校、東京府高等女学校、各府県高等女学校、各府県尋常師範学校女子部等を全廃することを主張すべし」^(註45)として全廃を非常に強く主張するものである。

これは女子の職業教育、特に教員養成を私学によって実施することを主張したもので注目に値する。そして、この全廃の主張は女学校のみでなく男子の学校についても同様としている。政府に対しては「政府は或る限り迄て普通教育を施及実行するの義務あり、其以上は夫が関係すべきものにあらざる也」^(註46)として「民間の有志に一任し云々」^(註47)を提唱している。そのことについて「女学雑誌」第252号社説に次のように述べている。「今の官立学校は果して是と云ふ定りたる国風の教育を施し得たりや、先づ其徳育に就て見よ（中略）政府の学校は時の政府風の学士を養成することを得、未だ真日本的の気骨ある学士を作り出すこと能はざる也。（1行略）社会を改良し時務を大導し一時の流行に逆らひ立てる 学士ありや云々」^(註48) というものである。流行に偏向せず中立を堅持するというのは「女学雑誌」の主義であるから、政府に対して、その主張を述べたことになる。また、政府にそのような姿勢を示したことは「女学雑誌」が、当時の日本的風潮にも僻することのできぬ限界であったと解される。それとともに、厳本を通して明治女学校と深いつながりをもつ「女学雑誌」が、同誌を通じて、私学に於て教員養成を含めた高等教育をすることを表明したということになる。ここに「女学雑誌」の女子教育に対する自信や私学の心意気が感じられ、この雑誌の読者層や広く一般社会にも大きな影響を及ぼしたものと思われる。

次に、専門教育としての職業女学校とは、どのような女学校であったであろう。それは「今の女子職業学校に入るものは、必ずしも、職業教育を受けて立身の職業を実地に習得せんと欲するものにあらざ、見よ良家の子女にして毫も如此き意思なきものが多く入学し云々」^(註49)といわれるように、自立のための職業習得ではなくて、当時の流行として、また将来万一の場合に備えて入学したとされている。

明治28年には女子の職業教育は隆盛を極めたとしている。それは「文に偏したる女子教育の反動として。実益を希がふ世間の流行として。前文部大臣の摯実なる奨励の余響として」^(註50) というものであった。「女学雑誌」は、この職業教育を 職業的教育と職業教育とに分類している。前者は「普通教育の要素を増加し、特に儉勤、労働、職業を重んずるの習慣等を多くしたる普通教育として隆んに施行すること云々」^(註51)とし、後者の職業教育は「世に処し身を立つるの職業として之を施すにあり、即ち是れ一の専門教育也」^(註52)としている。従ってこの後者の職業教育は「我国方今の社会に於ては手工的の職業を学ばんが為には、之を学校組織の所に於てする時は、大抵効益少し。寧ろ、之を専門の職工に就きて学び、所云る、弟子入を

して、古風の修業を為すには及かじ（中略）職人としての教育の為には、今の学校組織の教育は、余りに開化風^(注53)であるとする。「女学雑誌」は、女子教育を進展させ女権の拡張を目標としている。世の中の開化に従って女子教育も開化すべきであるのに、女子職業学校の学校組織が開化風であるとして取り入れない。そして更に古風な従来の職人に弟子入りして修業する方が効益が多いとしている。裁縫女学校も、おそらく、これに近い職業教育をめざしているものと思われる。この、職人に弟子入りして修業するということは「女学雑誌」の方針とする折衷主義よりも一層昔し風の日本の要素が濃厚であると考えられる。そして、東西の何れにも偏しないとした中立の面目も、なかば失われてきているということができる。

「女学雑誌」の厳本善治は、自ら「中立」と称しているが、その中立は、時代とともに変化している。それは西欧風であるものに、日本的復古的なものを中心におくようになっていくということである。従って、厳本の中立は、特に教育内容からみれば、日本的に改良しようという意味のものであろうと考える。

(以下次号)

文 献

注 1.	平塚益徳編著	人物を中心とした女子教育史	昭40. 6.25	p. 197
注 2.	青山なを他共著	女学雑誌諸索引	昭45.12.20	p. 193
注 3.	平塚益徳編著	人物を中心とした女子教育史	(前掲書)	p. 195
注 4.	女学雑誌	第207号	明23. 4. 5	p. 175.176
注 5.	〃	〃	(前掲書)	p. 176
注 6.	〃	〃	〃	p. 178
注 7.	〃	〃	〃	p. 180
注 8.	〃	〃	〃	p. 179
注 9.	〃	〃	〃	p. 180
注10.	〃	第 1 号	明18. 7.20	p. 3.4
注11.	〃	第 5 号	明18. 9.25	p. 82.84
注12.	〃	第 77 号	明20. 9.24	p. 121
注13.	〃	〃	(前掲書)	p. 122
注14.	〃	〃	〃	p. 123
注15.	〃	〃	〃	p. 123
注16.	〃	〃	〃	p. 123
注17.	〃	第259号	明24. 4. 4	p. 228
注18.	〃	〃	(前掲書)	p. 228
注19.	〃	第 77 号	〃	p. 123
注20.	〃	第207号	〃	p. 178
注21.	〃	第259号	〃	p. 228
注22.	〃	第332号	明25.11.26	p. 1446
注23.	〃	第391号	明27. 8. 4	p. 780

注24.	女学雑誌	第259号	(前掲書)	p. 228
注25.	"	第 89号	明20.12.17	p. 162
注26.	"	"	(前掲書)	p. 163
注27.	"	第259号	"	p. 225
注28.	"	第404号	明27.11.25	p. 13
注29.	"	第 77号	(前掲書)	p. 122
注30.	"	第280号	明24. 8.29	p. 106
注31.	"	第 43号	明19.12. 5	p. 43
注32.	"	"	(前掲書)	p. 42
注33.	"	"	"	p. 42
注34.	"	第141号	明21.12.22	p. 3
注35.	"	第160号	明22. 5. 4	p. 10.12
注36.	"	"	"	p. 10
注37.	"	第405号	明27.12.25	p. 14
注38.	"	第141号	明21.12.22	p. 3
注39.	"	第 77号	(前掲書)	p. 122
注40.	"	第 10号	明18.12. 8	p. 200
注41.	"	第 47号	明20. 1.15	p. 122
注42.	"	"	"	p. 122
注43.	"	"	"	p. 121
注44.	"	"	"	p. 122
注45.	"	第217号	明23. 6.28	p. 486
注46.	"	"	"	p. 487
注47.	"	"	"	p. 486
注48.	"	第252号	明24. 2.14	p. 29.30
注49.	"	第411号	明28. 6.25	p. 10
注50.	"	"	"	p. 8
注51.	"	"	"	p. 11
注52.	"	"	"	p. 9
注53.	"	"	"	p. 9

(本学助教授—教育学)